



ひろしま企業健康宣言
健康づくり優良事業所

健康経営応援保証制度

ヘルスケア企業保証制度

金融機関よりご融資を受けられる際、広島県信用保証協会の信用保証料が割引されるお得な制度です。

信用保証料最大

10%割引

「健康づくり優良事業所」に交付する
「認定証」が確認書類となります



「認定証」の有効期限

発行日から翌年度末まで

（例：令和6年度認定の場合、令和8年3月末まで）

健康づくり優良事業所になるには

①「ひろしま企業健康宣言」エントリー

「ひろしま企業健康宣言」にエントリーがまだの事業所様は、まずはエントリーをお願いします。



②「健康づくり優良事業所」認定

「ひろしま企業健康宣言」にエントリー済みの事業所様は、年に1度取組状況をチェックシートで振り返りましょう。
基準を満たす事業所を認定しています。

本保証制度の概要・申込手順については、裏面をご覧ください。

信用保証協会とは

公的な保証人

中小企業の皆さまが金融機関から事業資金を借入する際に「公的な保証人」となり、皆さまの資金調達をサポートします。

県内中小企業の
4割以上が利用

広島県内の中小企業のうち4割以上の企業にご利用いただいています。

ニーズに応じた
資金調達が可能

創業資金から短期資金、手形割引や長期の設備資金等、多様なニーズにお応えします。

信用保証協会をご利用される際、金融機関への借入利息のほか、信用保証料をご負担いただくことになります。
信用保証料はお客様の経営状況に応じて原則として9つの料率区分に分かれています。
本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。



全国健康保険協会 広島支部
協会けんぽ



広島県信用保証協会
HIROSHIMA GUARANTEE

《保証制度概要》

保証制度名	健康経営応援保証制度『ヘルスケア企業保証』									
取扱金融機関	約定書締結金融機関									
対象要件	広島県内に事業所を有し、次の①、②、③の要件を満たす中小企業者。 ①加入する全国健康保険協会（協会けんぽ）より「ひろしま企業健康宣言 健康づくり優良事業所認定証」を取得していること。 ②同一事業を1年以上継続して営み、決算書を提出できること。 ③直近決算書において債務超過でないこと（個人事業主の場合は青色申告をおこなっており、元入金がマイナスとなっていないこと）。 ※その他一定の要件あり。									
保証限度額	2 億 8000 万円以内									
資金使途	運転資金・設備資金 ※本保証を用いて既存保証付き融資の借換も可能									
融資期間	10 年以内									
信用保証料	（単位：年率％）									
	料率区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
	保証料率	1.71	1.58	1.40	1.22	1.04	0.95	0.76	0.57	0.43
その他の保証料割引	①「会計参与設置会社」は、適用保証料率から 0.1％差し引く ②不動産担保の提供がある場合は適用保証料率から 0.1％差し引く									
返済方法	分割返済または一括返済（1 年以内のものに限る。）									
保証人	必要となる場合がある ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない									
担保	必要に応じて要する									
貸付形式	証書貸付、手形貸付									
貸付利率	金融機関所定の利率									
責任共有制度	責任共有制度対象									
他制度との併用	国、県・市町融資制度との併用は不可									
必要書類	全国健康保険協会（協会けんぽ）広島支部が発行した「ひろしま企業健康宣言 健康づくり優良事業所認定証」（写し） ※認定証の有効期間は、発行日から翌年度末（3 月末日）までとし、認定証の有効期間内に保証申込を行うことが必要。									
取扱期間	平成 28 年 10 月 3 日から令和 10 年 3 月 31 日保証協会申込受付分まで									
申込手順	《スキーム》 中小企業者 協会けんぽ 金融機関 保証協会 ①チェックシート提出 ②認定証発行 ③融資申込 ④保証依頼 ⑤保証承諾 ⑥融資実行 連携協定									